

市県民税の
申告は
3月15日(水)
までです。

申告は正しくお早めに、 最寄りの会場で！



平成18年1月1日現在、鹿屋市に住所のある次の人は、平成17年中の所得状況を申告する必要があります。

この申告は、市民税・県民税の課税資料となるばかりでなく、国民健康保険税、介護保険料の資料になるほか、公営住宅、児童手当、保育園・幼稚園就園補助金、融資などの申請に必要な諸証明のもとになりますので、必ず申告してください。

申告が必要な人

- 営業、農業、地代、家賃、生命保険料の満期返戻金等、原稿料、生命保険契約等に基づく年金等、土地・建物等の譲渡などの所得があった人
- 給与所得者(パート、アルバイト等を含む)で、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていない人
- 平成17年中に途中就職や退職をした給与所得者で、年末調整がされていない人
- 給与所得者で、農業、家賃収入等があった人
- 雑損控除、医療費控除、社会保険料控除等の所得控除や、配当割額控除等を受けようとする人
- 障害年金、遺族年金、老齢福祉年金の受給者
- 収入のなかった人(市内に居住する人の扶養控除等を受けている人で、収入がなかった人を除く)

申告に必要なもの

- 市外に住所がある夫から扶養されている妻や20歳以上の子
- 公的年金等収入のみの人で、年間の年金収入が次の金額を超える人
- 65歳以上の場合：148万円
- 64歳以下の場合：98万円
- 公的年金受給者で、給与、農業、不動産所得等があった人及び扶養の異動があった人
- ※年金受給者で所得税が源泉徴収されている人は、次ページの「年金受給者の確定申告説明会を開催します」もお読みください。

申告が必要でない人

- 所得税の確定申告書を提出する人
- 生活保護受給者
- 鹿屋市内に居住する人(夫や親など)が年末調整や確定申告をした場合に、配偶者控除や扶養控除の適用を受けた妻や子などの人で、平成17年中に収入が全くなかった人

申告に必要なもの

- 申告には必要事項を記入した申告書と印鑑のほかに、次のものを持参ください。
- 生命保険料や損害保険料を支払っている場合、保険会社等が発行した支払証明書等
- 医療費控除を受ける場合、その領収書等(扶養親族の分も含む)
- 社会保険料控除を受ける場合、国民年金や国民健康保険税、介護保険料等の支払証明書等
- 営業所得や農業所得、不動産所得のある人は、収入金額と必要経費のわかる収支内訳書や帳簿等
- 給与、公的年金をもらっている人は、源泉徴収票(職場等から交付されない場合は収入金額を証明するもの)
- 市県民税の申告が必要と思われる人には、申告書を送付しますが、勤務状況の変化等により

申告が必要でない場合や、申告書が届かなくても申告が必要な場合もあります。
詳しくは、お問い合わせください。

【問い合わせ】

市民税課市民税係
☎0994-43-2111
(内線3113・3114)

◆ 申告の受付期間 ◆

今回の申告は旧市町の地区の会場でお願います。

地区公民館など

- ▼ 鹿屋地区 鹿屋市役所本庁
2月1日(水)～17日(金)
- ▼ 申良地区 申良総合支所
2月7日(火)～3月10日(金)
- ▼ 吾平地区 吾平総合支所
2月7日(火)～3月8日(水)
- ▼ 輝北地区 輝北総合支所
2月15日(水)～3月10日(金)

※日程は別途お知らせします。

本庁・総合支所

- ▼ 鹿屋地区 鹿屋市役所本庁
3月1日(水)～15日(水)
- ▼ 申良地区 申良総合支所
3月13日(月)～15日(水)
- ▼ 吾平地区 吾平総合支所
3月9日(木)～15日(水)
- ▼ 輝北地区 輝北総合支所
3月13日(月)～15日(水)

※各地区の公民館に行けなかった人が対象です。

年金受給者の 確定申告説明会を開催します

平成16年の所得税法の改正に伴い、平成17年分から老年者控除の廃止及び公的年金の雑所得の計算方法が変更されました。そのため、本年度より所得税の確定申告が必要になる場合や、所得税の還付申告書提出できる場合があります。

ただし、還付申告書を提出できる人は、年金から源泉徴収をされている人です。例えば65歳以上で、次のような人は源泉徴収されています。

- ▼ 本人だけの場合は、年間の公的年金の収入金額が162万円を超える人
- ▼ 夫婦で配偶者控除を受ける人がいる場合は、年間の公的年金の収入金額が201万円を超える人

■ 確定申告説明会日程

- ◎ 鹿屋地区
日時 2月7日(火)～10日(金) 午前9時30分～午後1時30分

◎ 鹿屋地区

場 所 鹿屋商工会議所
日 時 2月6日(月) 午前9時30分～午後1時30分
場 所 申良公民館

◎ 吾平地区

日 時 2月2日(木) 午前9時30分～午後1時30分
場 所 湯遊ランドあいら

◎ 輝北地区

日 時 2月1日(水)～6日(月) (土・日除く) 午前9時30分～午後1時30分
場 所 大隅税務署

※輝北地区は、今年の6月30日までは大隅税務署が管轄となるので、大隅税務署に提出してください。

■ 持参するもの

- 市県民税申告書(所得税の申告書を送付された人は、その申告書も持参)
- 公的年金等の源泉徴収票、給与のある方は給与所得の源泉徴収票
- 国民健康保険税支払証明書、

国民年金・国民年金基金の支払金額がわかる控除証明書、その他の社会保険料支払証明書

○ 生命保険料・損害保険料などの控除証明書、医療費の領収書など

○ 印鑑・筆記用具・電卓

○ 本人名義の預金通帳口座番号(所得税が還付になる場合等)

○ 年金・給与以外に収入のある人は、その内容の計算書類

※当日は、確定申告書の作成方法等を説明し、申告書作成後、提出を受け付けます。

詳しくは、お問い合わせください。

【問い合わせ】

鹿屋税務署 個人課税部門
☎0994-42-3127

大隅税務署 個人課税部門
☎099-482-0007

市民税課市民税係
☎0994-43-2111
(内線3113)